

申請代理人の方へ：翻訳文とともに本書類を免許証名義人の方へお渡しください。

「日本語による翻訳文」についてのご案内

外国運転免許証の日本語による翻訳文について

J A F は国家公安委員会の指定を受け、外国運転免許証の日本語翻訳文を発行しています。
外国運転免許証の日本語による翻訳文は下記の目的に使用することができます。

1, 各都道府県警察の運転免許センターにて、外国運転免許証を日本の運転免許証への切り替え手続きの際の必要書類として使用する。【6,600 円（消費税 10% 込）】

外国の行政庁が発行した運転免許証は、運転免許センターにて日本の運転免許証への切り替え（以下、**外免切替**と表記）申請をおこなうことができます。

【外免切替をおこなうためには、以下の 2 つの条件を満たすことが必要となります。】

- ①外国免許証が有効であること（有効期限の切れた免許証は切り替えできません）
- ②外国免許証を取得した日から通算して 3 カ月以上その国に滞在したことが証明できること

2, スイス・ドイツ・フランス・ベルギー・モナコ・台湾のいずれかの国・地域で発行された運転免許証と日本語翻訳文を携帯することにより、日本国内で自動車等を運転する。

【6,000 円（非課税）】

道路交通法の規定により、スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー王国・モナコ公国および台湾で発行された運転免許証をお持ちの方は、当連盟（J A F）または在日大使館・総領事館が発行する「日本語による（免許証の）翻訳文」を当該免許証原本と同時に携帯することにより、日本の法令に則って自動車等を運転することができます。

- ・日本国内で自動車等を運転する場合には、「日本語による翻訳文」を当該運転免許証の原本とともに常に所持していなければなりません。
- ・この翻訳文で自動車などを運転できるのは、日本入国日から 1 年間です。（日本を出国し再入国した場合には、再入国日から 1 年間に有効となります。）ただし、住民基本台帳に登録されている方が出国して、外国滞在 3 ヶ月未満で再び上陸した場合は、条件が異なりますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。
- ・なお、入国日からの経過日数を確認するため、運転中に警察官からパスポートの提示を求められることがあります。
- ・日本入国日から 1 年を経過した場合には、同翻訳文を添付していても日本国内で自動車などを運転することはできません。
- ・長期にわたり日本に滞在し、運転をされる場合は、日本の運転免許証の取得をおすすめします。前述の「日本語による翻訳文」により日本の運転免許証への切替申請ができますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。

※外免切替についての不明な点などはお住まいの地域を管轄する運転免許センターに直接お問合せください。

※免許証によっては J A F では翻訳文を発行できないことがあります。また、J A F 以外にも在日外国大使館や領事館でその国の免許証の翻訳文を発行しているところがあります。

翻訳文のお申し込みについて

【申込方法】

翻訳文発行申請は専用サイトより承っております。

1, 翻訳文申請サイト

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/about-dltas>



上記リンク先からウェブ申請時の注意事項をご確認いただき、「運転免許証翻訳文申請サイト」へ情報を入力することでウェブ申請をおこなうことができます。

<必要書類>

① 現在有効な外国運転免許証の表面・裏面の画像データ：

下記(1)(2)の国については免許証の情報を補足する書類が必要です。

(1) 中華人民共和国免許証の場合は副頁の表面・裏面の画像データ

(2) フィリピン共和国免許証の場合は免許証番号および免許証交付年月日の記載があるオフィシャルレシートやフィリピン陸運局（LTO）が発行する証明書の画像データ

② 国別で必要な書類の画像データ：

次の(1)～(3)の場合のみ必要となります。国ごとに必要な書類が異なります。

(1) シリア・アラブ共和国の運転免許証：パスポートの画像データ

(2) 大韓民国・タイ王国・ミャンマー連邦共和国などで発行された免許証：在留カードまたは住民票の写しの画像データ

(3) 上記(1)(2)以外の国の運転免許証に、アラビア語で記載された免許証：在留カードまたは住民票の写しの画像データ

※海外からの申請および海外での翻訳文の印刷は対応しておりませんので、ご注意ください。

<発行料金>

翻訳文 1 通につき 6,000 円または 6,600 円（クレジットカード払い・コンビニでの現金払いが可能です）

※免許センターでの外免切替申請が却下された場合でも、翻訳文発行に関する料金の返金はいたしかねます。また、紛失などにより再発行する場合も同一の発行料金がかかります。

※コンビニでの印刷には別途ネットプリントサービス所定の印刷料金（1 枚につき 20 円）がかかります。お持ちの免許証によっては翻訳文本体のほかに「別紙」が印刷される場合もありますので、ご了承ください。

<所要日数>

1～2 週間程度。国や免許証内容、取扱窓口等により、翻訳文作成に要する日数が異なる場合があります。

※特に上記②に記載した免許証の翻訳には、約 2、3 週間かかります。

2. その他

- ・運転免許証以外の翻訳はおこなっておりません。また、国際免許証・デジタル免許証の翻訳もおこなっておりませんのでご注意ください。「日本語による翻訳文」は、翻訳をおこなった運転免許証の有効期限と同一です。ただし、運転免許証の更新や、記載内容に変更があった場合（住所変更等）は再取得する必要があります。

【JAF 総合案内サービスセンター】

▶ TEL 0570-00-2811 ※受付時間 9:00～17:30 年末年始休業

通話料は有料（固定電話 3 分／9.35 円 携帯電話 20 秒／11 円）。

一部の IP 電話・携帯電話からはご利用になれません。

※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通信分の対象とはなりません。

上記ナビダイヤルがご利用になれない場合は 048-840-0036 までご連絡ください。

※個人情報の取り扱いについて

個人情報の取扱いについては、「利用規約および個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

「利用規約および個人情報の取扱いについて」

